

公の施設の指定管理者の指定の件（麻生球場等）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市麻生球場	札幌市北区麻生町7丁目
札幌市平岸庭球場	札幌市豊平区平岸5条19丁目
厚別公園	札幌市厚別区上野幌3条1丁目、上野幌3条2丁目
札幌市円山総合運動場（札幌市円山スケート場を含む。）	札幌市中央区宮ヶ丘、宮の森

2 指定管理者

札幌市中央区中島公園1番5号札幌市中島体育センター内

一般財団法人札幌市スポーツ協会

理事長 石川 義浩

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、麻生球場、平岸庭球場、厚別公園及び円山総合運動場（円山スケート場を含む。）の指定管理者を指定するため、本案を提出する。